

【建設工事の場合】

1. 申請資格

共通の申請資格と併せて以下の事項全てに該当することが必要です。

- ①建設業法第3条の許可を受けている者。
- ②建設業法第27条の23第1項に基づく経営事項の審査を受けている者。
- ③建設業法第27条の29第1項に規定する総合評価値の通知を受けている者。

2. 入札参加資格審査申請における準備が必要な書類一覧

申請書類 等番号	申請書類として提出が必要なもの
③	建設業許可証明書（写）又は、許可通知書（写） ※有効期間内のもの。 ・雲仙市指定給水装置工事事業者証、雲仙市下水道排水設備指定工事店証、長崎県の特例浄化槽工事事業者届出書（※県の受付印があるもの）等を有する場合は、その写し。（有効期間内のもの。）
④	雲仙市に「委任営業所」を有する場合のみ必要（①～③全て） ①建設業法第3条の許可申請書又は変更届出書（写）（県の受付印のあるもの。別表を含む。） ②法人市民税納税証明書、未納がないことを証明する書面又は法人設立開設届（写） ③営業所の案内図
⑧	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写） ※審査基準日が、令和5年7月1日から令和6年6月30日までのもの。 ただし、新規や合併等の場合は、申請日現在で最新のもの。
⑩	滞納がないことを証明する書面「市区町村税」（写可） ※入札参加資格登録を希望する営業所（「主たる営業所」又は「委任営業所」）の所在する市区町村の証明書。 ・雲仙市内に営業所（「主たる営業所」又は「委任営業所」）を有する場合は、指定の「証明願」又は「滞納なし証明書」
⑪	未納がないことを証明する書面「都道府県税」（写可） ※入札参加資格登録を希望する営業所（「主たる営業所」又は「委任営業所」）の所在する都道府県税事務所の証明書
⑫	未納がないことを証明する書面「国税」（写可） ※「主たる営業所」所在地の税務署の証明書 【法人】の場合は、納税証明書「その3の3」 【個人】の場合は、納税証明書「その3の2」 ※基本は上記とするが、納税証明書「その3」の場合は、「法人」については、法人税・消費税、「個人」については、所得税・消費税についての納税証明書

(続き)

申請書類 等番号	申請書類として提出が必要なもの
⑬	労働保険料納入証明書（写可） ※「主たる営業所」の所在する労働基準監督署へ請求 ・有効期間が明記されているものについては、有効期間内のもの ・証明書に「提出機関名」「提出先」等の欄がある場合において、「提出機関名」「提出先」等は問いません。 ・「労働保険料納入証明書」（写）の提出を基本としますが、納入証明書の発行をしない都道府県にあっては、直近の保険料の納入が確認できる（領収日付欄に受領印のあるもの。）「納付書・領収証書」の写しを提出してください。 ※納入証明書が発行される都道府県にあっては、必ず納入証明書
⑭	建設業退職金共済事業加入・履行証明書（写可） ※申請日現在で最新のもの ・「主たる営業所」の所在する「建設業退職金共済事業本部」へ請求してください。（※申請書提出時の直前決算日のもの） ・「建設業退職金共済事業制度」に加入しているが、実績等がなく「履行証明書」を発行してもらえない場合は、「加入証明書」の写しとその理由書（任意様式） ・「建設業退職金共済事業制度」以外の退職金制度の場合は、その制度への加入状況を証する書類（申請日直前3ヶ月以内のもの）
⑮	登記簿謄本（写可）、個人経営の場合は身元（身分）証明書（写可） 【法人】所管法務局に請求してください。（※履歴事項全部証明書又は現在事項証明書） 【個人】住所地の市町村へ請求してください。
⑯	印鑑証明書（写可） 【法人】所管法務局へ請求してください。 【個人】住所地の市町村へ請求してください。
※	国又は県、若しくは市町村の発注に係る工事の契約書（写） ・過去2箇年間に完成した、国又は県、若しくは市町村の発注に係る工事の契約書の写し（※印影が確認できる頭書のみで可。）または、工事実績情報システム（コリンズ）の登録内容確認書（工事実績）等の写しを1件分提出してください。（契約日は問いません。） ※共同企業体として契約した場合は、出資割合が記載されている協定書の写しを併せて提出してください。 ・受注実績がないなど提出できない場合は、その理由書（様式任意、会社名・代表者氏名・押印不要）を提出してください。

※ 各証明書類（③、⑧及び⑭の建退共の履行証明書を除く。）は、申請書提出時の直前3ヶ月以内に発行されたものとします。

※ 各証明書類の申請の際、本人以外は「委任状」が必要になる場合があります。